

## 五泉市住宅取得補助金 交付申請に必要な書類について

\* 補助金の申請をする際は、次の書類を提出してください。

- 五泉市住宅取得補助金交付申請書
- 五泉市住宅取得補助金申請内訳書
- 付近見取り図
  - ・住宅地図の写しなど、方位、道路及び目標となる建物等が分かるもの。
- 完成（現況）写真
  - ・外観（敷地全体がわかるもの）、内観（台所、便所、浴室、居室がわかるもの）
- 各階平面図
  - ・方位、縮尺、寸法、間取り、居住用部分の延床面積が確認できるもの。
- 夫婦の記載のある戸籍謄抄本（新婚世帯のみ、発行後1か月以内のもの）
  - ・本籍地が本市以外で子どものいない新婚世帯に該当する場合に必要です。
- 市区町村税の納税証明書（転入者のみ、発行後1か月以内のもの）
  - ・転入者の場合、前住所地の市区町村税の滞納がない旨の証明書（申請者本人及び配偶者のもの）が必要です。
- 建築基準法に基づく検査済証の写し（新築の場合）
- 住宅の登記事項全部証明書（購入及び確認申請不要地域の場合）
  - ・写し、登記情報サービスによる登記情報を印刷したものも可。
- 金融機関等との金銭消費貸借契約証書の写し
- 対象住宅の建築工事又は購入に係る契約書の写し
  - ・変更契約がある場合は、すべての写しを提出してください。
- 対象住宅の建築工事又は購入に係る領収書の写し
  - ・領収書が発行されていない場合は、金融機関の振込受付書の写しを提出してください。
- 補助対象外経費が確認できる書類の写し
  - 対象住宅の建築工事に係る見積書等内訳が分かるものの写し
  - 土地と建物それぞれの取得金額が確認できる書類の写し（建売住宅・中古住宅の場合）
    - ・不動産売買契約書に記載がない場合、提出してください。
- その他市長が必要と認める書類
  - ・上記の他、申請内容に応じて他の書類が必要になる場合があります。  
例）住宅の取得にあたり国などから補助金の交付を受けている場合、その交付額がわかる書類の写し（交付決定通知書など）